

令和5年度シャープシューティングの体制による ヤクシカの捕獲実施計画

環境省九州地方環境事務所

1. 目的

九州地方環境事務所、九州森林管理局、鹿児島県、屋久島町共同で「屋久島地域ヤクシカ管理計画」策定。本計画では、ヤクシカの生息状況や捕獲場所に応じて捕獲方法を選択しスマートディアを発生させないこと、保護地域等内では有害捕獲でなく計画捕獲※により捕獲を行うこと等を規定している。

ヤクシカの捕獲手法の一つとしてシャープシューティング体制による捕獲を検討し、平成28年度の現地検討会、平成29年度～令和元年度の3年間にかけて、シャープシューティング体制による試験捕獲を実施した。その結果、関係機関、捕獲従事者と一体となった体制を基に、行政主導による地域自立型野生動物管理体制を構築し、安全管理を含む計画・準備（諸手続・周知等）・捕獲実施・評価・改善のサイクルを基に、R2年度より計画捕獲を行っている。今年度は、過年度に引き続き、これまでに構築した「行政主導による地域自立型」のシャープシューティング体制を用いて、林道での流し猟式シャープシューティング体制による計画捕獲を実施する。

※計画捕獲とは…世界自然遺産地域を含む保護地域内や一部の国有林において生態系管理の一環として行うヤクシカの捕獲で、指定管理鳥獣捕獲等事業、自然公園法に基づく生態系維持回復事業等として、計画的かつ順応的に行われるものをいう。（第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画 R4.3）

2. 経緯

＜実施体制の構築 平成26年度～平成28年度＞

平成26年度に環境省事業の一環としてシャープシューティング体制による捕獲手法の検討を開始。平成26年度、平成27年度に誘引作業と模擬的な試験を実施。

平成28年度に関係行政機関、警察、地元猟友会による「シャープシューティング体制による計画捕獲に関する現地検討会（講義・現地デモ（小楊子林道24支線、実弾発砲なし）・総合討議）」開催。シャープシューティング体制による計画捕獲実施について関係機関より異論なく、環境省が事業主体として実施する場合の全体体制について議論し各機関の協力事項がある程度明確になった。

＜試験捕獲の実施 平成29年度～令和元年度＞

環境省事業の一環として、関係行政機関、警察、地元猟友会等協力のもと「シャープシューティング体制によるヤクシカ試験捕獲（小楊子林道24支線ほか、実弾発砲あり）」を実施し、照葉樹林帯や針広混交林でもきちんと誘引し適切な準備と体制を整えれば、安全に捕獲が可能であることが確認された。

〈計画捕獲の実施 令和2年度～令和4年度〉

試験捕獲の結果から「行政主導による地域自立型」のシャープシューティング体制が整い、その体制による捕獲が可能となったことから、シャープシューティング体制による計画捕獲を環境省の事業として実施した。林道の選定や準備、誘引作業、捕獲作業等、捕獲作業の全般にわたって地元猟友会有志が主体となり作業を進め、試験捕獲と同等の捕獲頭数および全滅率を得ることができた。

3. 実施期間

実施期間：令和5年11月18日～令和5年12月24日

・誘引作業	令和5年11月18日～令和5年12月24日 ※捕獲の3週間程度前から実施
・捕獲実施	1回目： 令和5年12月9日、10日 2回目： 令和5年12月23日、24日 ※2週間間を空ける

4. 令和5年度実施場所の選定

実施場所は施業や工事等の事業計画やカメラ調査の結果を基に、屋久島森林管理署と調整して小楊子林道および湯泊林道を選定した。

過年度まで実施してきたシャープシューティング体制の下、車両を使った誘引狙撃を小楊子林道で実施する。また、新たな試みとして湯泊林道では徒歩で誘引地点まで移動し、テント内で待ち伏せる誘引狙撃を実施する。

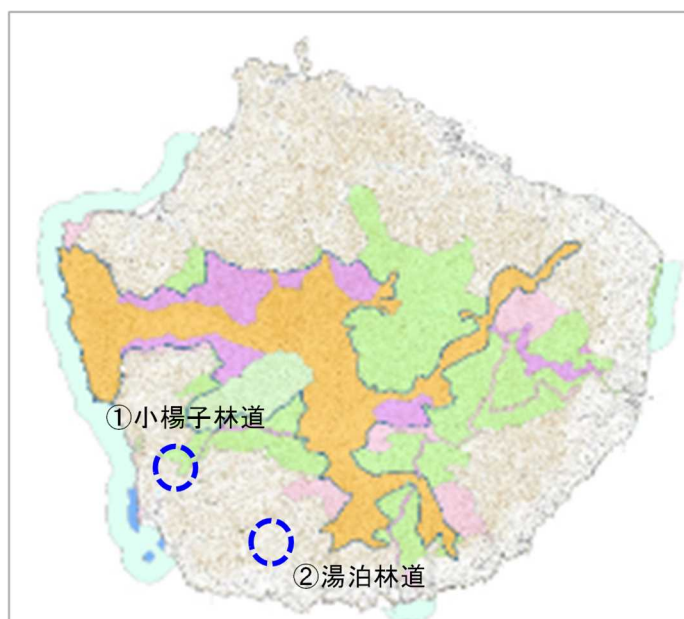


図1 林道位置図

5. 令和5年度実施内容（案）

（1）実施体制

①全体の体制

平成28年度に得られた関係機関※の協力体制の下、環境省（屋久島自然保護官事務所＋業務請負者）が事業主体として実施。

※関係機関：九州森林管理局（屋久島森林管理署、屋久島森林生態系保全センター含）、鹿児島県（自然保護課）、屋久島町（観光まちづくり課、産業振興課）、九州地方環境事務所（屋久島自然保護官事務所含）及び各機関の業務請負者

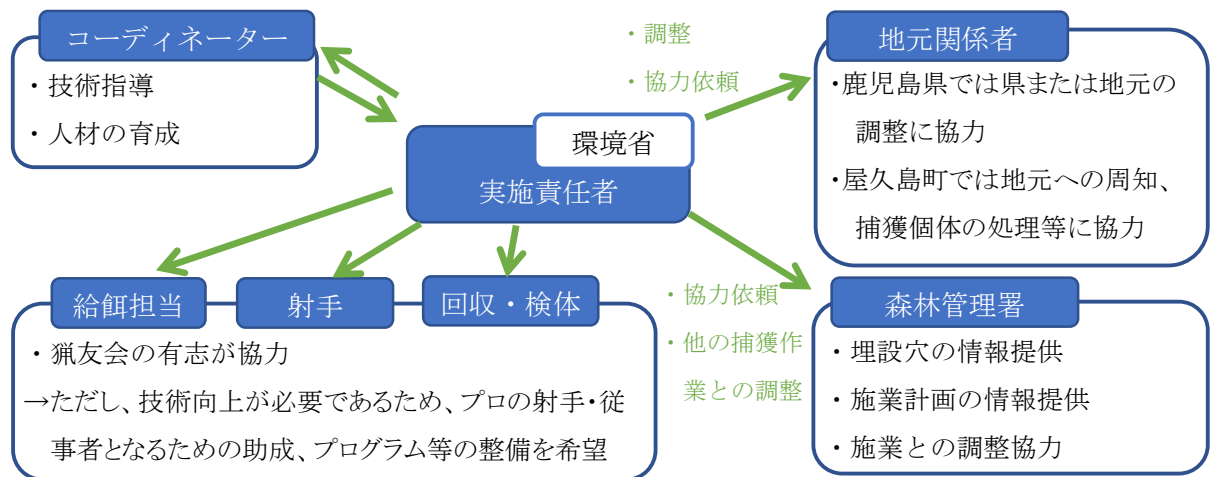


図2 平成28年度現地検討会で討議・合意した体制図

- ・実施計画作成段階から関係機関で協議し、各協力（評価・安全管理・諸手続き・周知等）を得ながら実施。
- ・過年度より技術的指導を受けている岐阜大鈴木教授及び森林総研関西支所八代田研究員（両者ヤクシカWG委員）に計画捕獲に関する検討・評価に係る協力を得ながら実施。
- ・上屋久・屋久町の両猟友会有志に、企画立案、射手や観測手等の協力の下、地元主体の協力関係を築き実施。

②実働体制

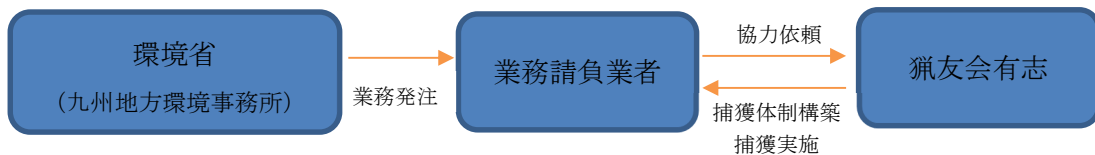


図3 実施体制図

実際の現地における捕獲作業においては上屋久・屋久町猟友会有志の協力の下、環境省を含めた実施体制を構築し、環境省および請負業者（株式会社一成）が主体となって運営する。

(2) 誘引・捕獲

良質なデータの取得を優先し、小楊子林道、湯泊林道で3週間の誘引を行った後、2日間の捕獲を2週間の間隔をあけて合計2回実施する。効率的に捕獲を実施するため、誘引状況をセンサーカメラや餌の残存量から把握し、捕獲実施前日の打ち合わせの際に捕獲当日の内容（タイムスケジュールや回数）を調整する。

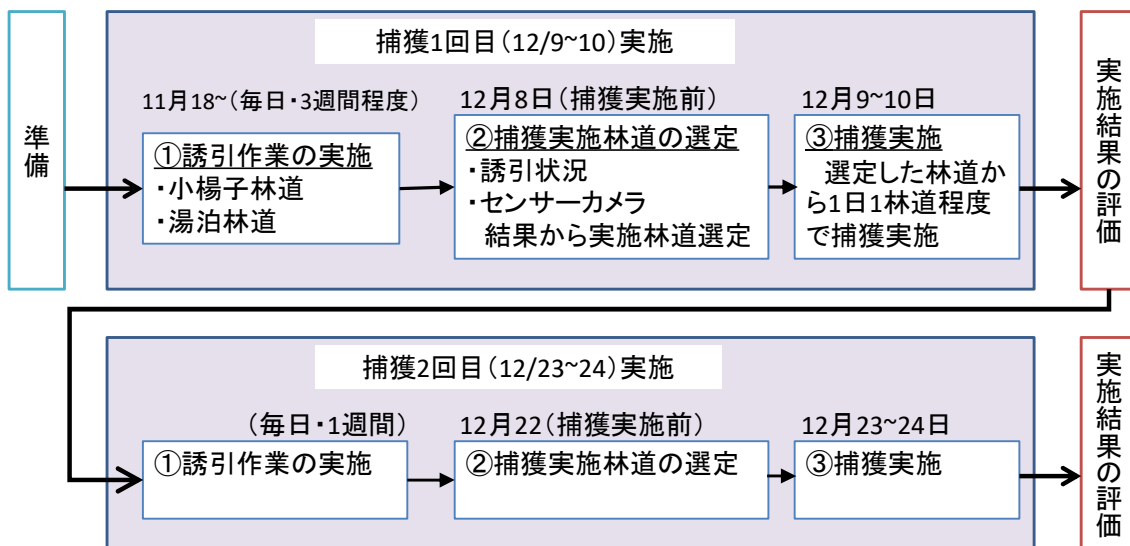


図 4：捕獲実施に向けたフロー図

①誘引

【時期】 11月中旬～（捕獲前3週間前程度～捕獲後2週間程度）

【餌】 イヌビワ、粉碎ヘイキューブを使用

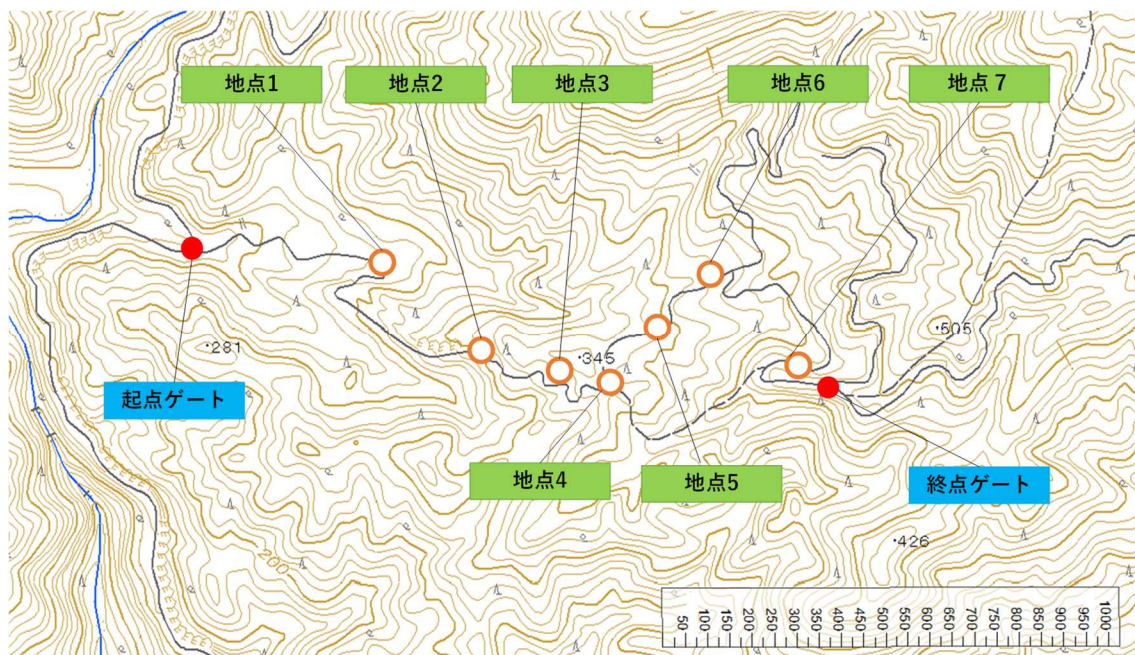


図 5 誘引地点および起点、終点ゲート位置図（小楊子林道）

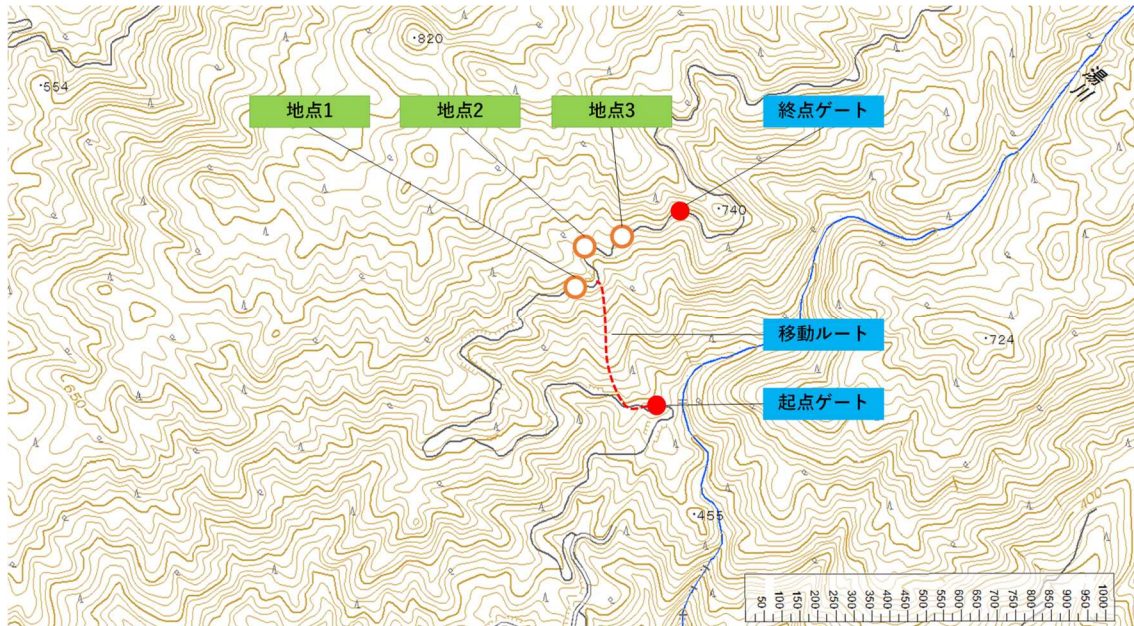


図 6 誘引地点および起点、終点ゲート位置図（湯泊林道）

【方法】 同一の車種・時間で給餌し、記録する。湯泊林道では同一の熊鈴を鳴らしながら実施

- ・誘引箇所にセンサーカメラを設置して、誘引頭数、採食状況、移動経路等を記録
- ・誘引作業員の一時的な交代のため誘引車両の車種が変わることがある。

【記録項目】

- ・日時、餌種、給餌量、残存量、撮影動物（種、地点、撮影枚数）、撮影時刻、採食までの時間、シカが逃げる方向、シカが使う道など。

【人員】

- ・誘引係を中心に、他役割（射手・観測手等）も加わり、現場感覚を養う。
- ・環境省が給餌作業に加わり、現場確認と合わせて協力する（環境省職員が給餌作業に加わる際には、各種手続きが必要であることに留意する）。

②捕獲

【時期】 12 月

【方法】 給餌にて誘引を行い、ライフル銃を用いて狙撃

- ・事前に林道を封鎖し安全を確保して実施する。
- ・捕獲車両を使用した誘引狙撃と待ち伏せによる誘引狙撃を実施する。

i) 車両を使った捕獲：小楊子林道

過年度まで実施してきた捕獲車両を使い、バックストップなど安全性を確認した誘引地点で狙撃を行う。

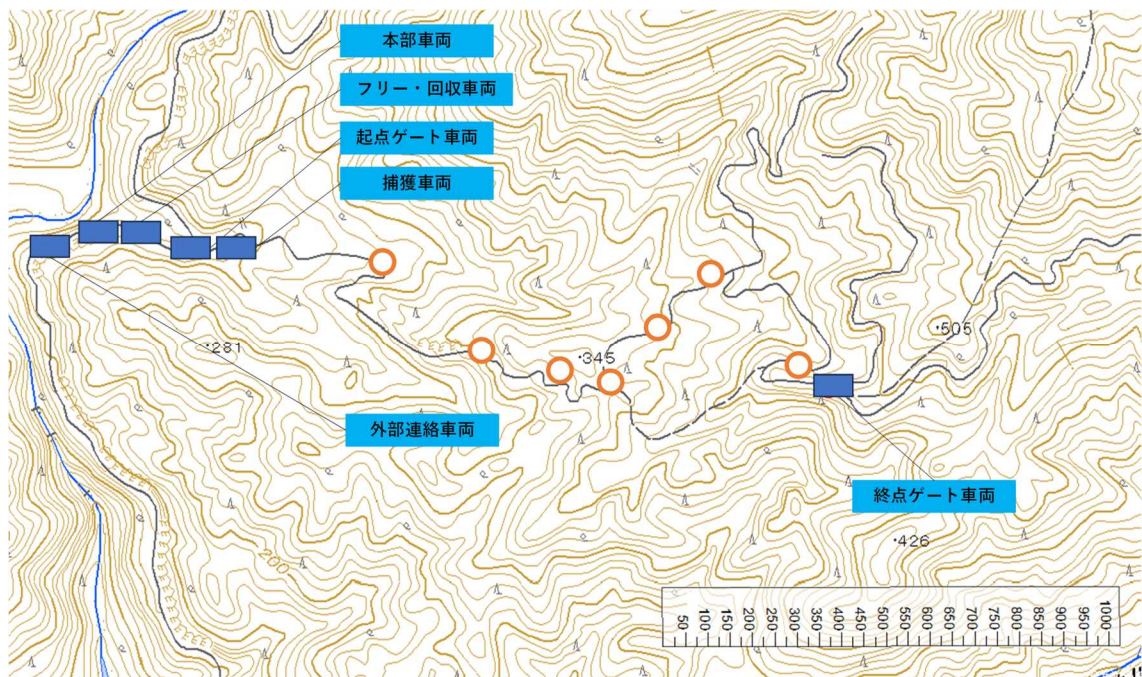


図 7 捕獲開始時の車両配置（小楊子林道）

事前に起点ゲートと終点ゲートがチェーンを使って林道を封鎖。捕獲車両が封鎖区間に入ってからライフルの準備を行い、捕獲を開始する。

捕獲車両は誘引地点まで移動し、誘引地点に誘引されたシカを狙撃する。

ii) 待ち伏せによる捕獲：湯泊林道

徒歩で誘引地点まで移動し、テント内に待機して誘引狙撃を実施。バックストップなど安全性を確認した誘引地点で狙撃を行う。

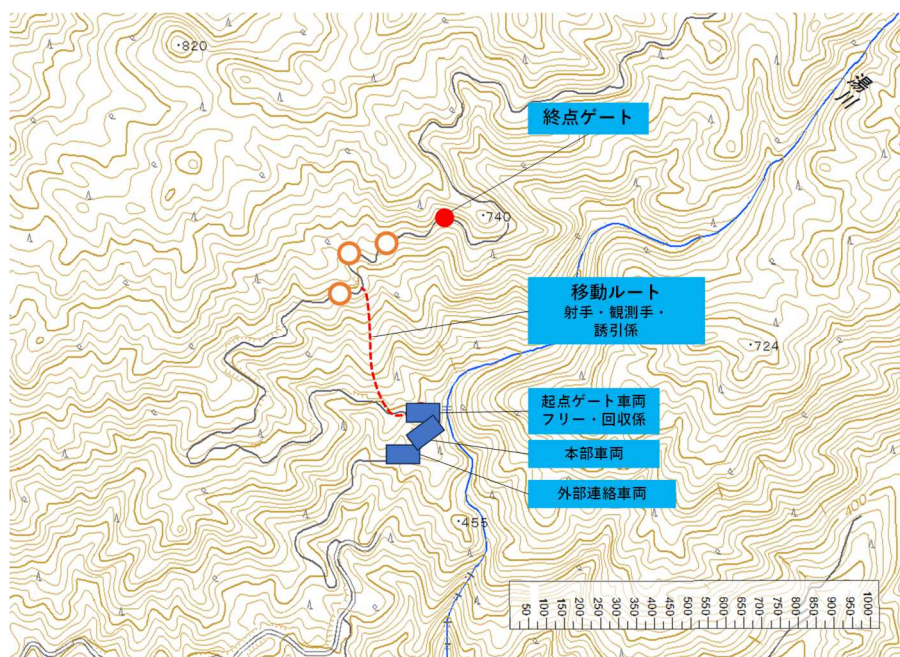


図 8 捕獲開始時の車両配置（湯泊林道）

湯泊林道は現在起点ゲート付近で崩壊しており車両の通行はできない状況である。事前に起点ゲートをチェーンで封鎖し歩行者が入らない状況にする。射手と観測手は誘引係と共に尾根の移動ルートを通り誘引地点へ移動する。本年度は射手と観測手を2名ずつ、2地点で捕獲を実施する。

誘引係と射手・観測手は誘引作業を行いながら、射手と観測手のみテント内に残り待ち伏せる。誘引係は誘引を行いながら終点ゲートに向かい、終点ゲートを封鎖する。

待ち伏せに使用するテントはヤクシカに馴らせるため誘引期間中に設置する。



林道の脇に設置し、林道を歩行する歩行者の邪魔にならないように配慮して設置する。林道脇の枝下など環境に紛れるように設置する。



射手はテントの中に潜み、ヤクシカが出没するまで待機する。



テントには窓があり十分な視界を確保することができる。

図 9 テント仮設置状況